



鳥取県公報

平成18年 8月18日(金)
号外第123号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (38) (給与課)	1
------	---	---

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月18日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第38号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
1 ~ 3 略		1 ~ 3 略	
4 八頭町		4 八頭町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部局	課長 出納室長 情報政策室長 課長 補佐 (総務課に所属するものに限る。)	町長部局	課長 出納室長 情報政策室長 課長 補佐 (総務課に所属するものに限る。) <u>総務係長 財務係長 副主幹 (人事、 給与又は予算に関する事務を行う副主</u>

略	幹に限る。)
5 ~ 27 略	5 ~ 27 略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。